

同一指数世帯の優先順位(案)

資料4

	現 行	新 制 度
優先順位	児童の生活・保育の現状	同一点数時の順位表
1	保育に当たる者がなく、放置、遺棄されているとき。	両親不存在、ひとり親(死亡、離婚、未婚、行方不明、拘禁、離婚調停中の別居等)の世帯
2	職場に同行しているとき。(職場に託児施設がある場合を除く)	市内在住者
3	親族等に預けていて、両親と別居しているとき。	基準指数の高い世帯
4	通常同居していない者が同居して保育しているとき。	就労期間が長い
5	知人等に保育を委託しているとき。	複数園希望
6	認可外保育施設に保育を委託しているとき。	待機期間が長い
7	昼間だけ近隣の親族等が世話をしているとき。	経済的困窮度の高い世帯(前年度の市区町村民税で判定)

※新規申請者と施設変更申請者で基準指数と調整指数の合計が同一の場合は、上記の優先順位によらず、新規申請者を優先するものとする。